



小売販売業の 皆さまへ

米トレーサビリティ制度※への
ご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度※の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

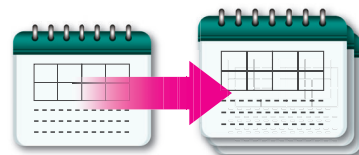


小売販売業の皆さまも取組が必要です。



伝票を受領

米・米加工品を入荷した際には、伝票等（納品書など）を受領するか、取引記録を作成してください。



受領

保存
(3年間)



3年間保存

受領した伝票や、作成した記録等は3年間保存してください。



産地を伝達

米・米加工品を販売する際には、米または米加工品の原料米の産地を、消費者に伝えてください。



産地情報の
伝達



この法律により、小売販売業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。



取引等の記録の作成・保存が必要です。

✓ 対象品目の確認 (米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- ☐ 米穀 (玄米、精米、雑穀ブレンド米等)
- ☐ 米粉、米こうじ、米菓生地等の中間原材料
- ☐ 米飯類
- ☐ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

✓ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類 (帳簿でも可) において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。

✓ 伝票の内容の確認

- ☐ 品名 (取引において通常用いている名称)
- ☐ 産地 (注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- ☐ 数量 (取引において通常用いている単位)
- ☐ 年月日 (搬出入した日 [困難な場合は、受発注日等])
- ☐ 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- ☐ 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)



！ 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定 (50 万円以下の罰金) が適用になります。



一般消費者への産地情報の伝達^(注)が必要です。

※伝達の方法は、次の方法から実情に合わせて選べます。



商品の包装に
産地情報を
記載



商品の包装に
産地を知ることが
できる方法を記載



商品の容器・包装にこれらのいずれも記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を小売店が一般消費者へ伝達することが必要です。

！ 消費者に正しく産地を伝達する観点から、

一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には… 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定 (50 万円以下の罰金) が適用になります。

(注) 産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める割合の重量の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

⑤食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もち、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください。

お問い合わせ先

北海道農政事務所
TEL : 0120-051-031
東北農政局
TEL : 0120-796-110

関東農政局
TEL : 0120-087-110
北陸農政局
TEL : 0120-646-110

東海農政局
TEL : 0120-242-110
近畿農政局
TEL : 0120-317-142

中国四国農政局
TEL : 0120-558-110
九州農政局
TEL : 0120-005-110

内閣府沖縄総合事務局
TEL : 098-866-1672
農林水産省消費・安全局
TEL : 0120-714-110

● 農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

